

宝塚市と地域脱炭素推進コンソーシアム関西まち
We'll との地域脱炭素化事業に関する連携協定

令和7年（2025年）5月23日

宝塚市と地域脱炭素推進コンソーシアム 関西まち We'll との
地域脱炭素化事業に関する連携協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と地域脱炭素推進コンソーシアム 関西まち We'll の代表会社である阪急電鉄株式会社（以下「乙 1」という。）及び西日本旅客鉄道株式会社（以下、「乙 2」といい、総称して「乙」という。）とは、地域脱炭素化事業について、互いに必要な連携及び協力を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲及び乙が、地域の脱炭素化に資する取組の円滑な推進のため、必要な事項を定めることを目的とする。

（連携・協力）

第 2 条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項において、相互に連携・協力をする。

- （1） 地域における再生可能エネルギーの導入促進に関すること。
- （2） 公共交通の利用促進に関すること。
- （3） 地域脱炭素化に向けた普及啓発に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が協議し、必要と認めるもの

2 甲及び乙は、前項の連携・協力を効率的かつ効果的に推進するため、必要に応じ、調整等を行うことができる。この場合において、その具体的な実施方法については、甲と乙が協議して別途覚書を締結する。

3 甲と乙は、第 1 項の連携・協力を推進するに当たり、必要に応じ、近隣市町、他の事業者等との間で連携・協力が図られるよう努めるものとする。

4 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携・協力を自らの責任において誠実に遂行する。

（連携・協力の要請及び報告）

第 3 条 甲及び乙は、第 1 条に定める目的を達成するために、それぞれの連携・協力が必要な場合は、文書等により要請を行うものとする。

2 甲又は乙は、前項に基づき連携・協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

（協定の有効期間）

第 4 条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、本協定の有効期間が当該満了日の翌日から 1 年間更新されるものとし、以後も同様と

する。

(協定の解除)

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1ヵ月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の一部の変更を申し出たときは、その都度甲と乙が協議し、当該事項を変更することができる。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定の有効期間中又は有効期間の終了後を問わず、連携・協力に係る検討又は実施を通じて知り得た相手方の秘密を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲と乙が協議した上で、その取扱いを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年(2025年)5月23日

甲 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 森 臨太郎

乙 地域脱炭素推進コンソーシアム 関西まち We'll
代表(乙1)
大阪府大阪市北区芝田一丁目16番1号
阪急電鉄株式会社
代表取締役社長 嶋田 泰夫

代表(乙2)
大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号
西日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 長谷川 一明